
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	時価評価するオプションを適用した場合の減損処理

I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI））するオプションを適用した場合の減損処理に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り扱う理由

2. 第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）（以下合わせて「第 523 回企業会計基準委員会等」という。）では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等への出資の会計処理に関して、次のことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について、会計方針の選択として、時価評価（評価差額は OCI）するオプションを設ける。
3. また、第 523 回企業会計基準委員会等では、前項(1)のオプションを適用した場合における市場価格のない株式の減損処理についても検討する必要があるとの意見が聞かれた。
4. 本資料では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価するオプションを適用した場合の減損処理に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析

5. 金融商品会計基準等¹では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産が金融資産である場合、金融商品会計基準に従って評価することとされている（金融商品実務指針第 132 項）。このため、組合等の構成資産である有価証券については、金融商品会計基準等に従って減損処理が行われることになると考えられる。
6. ここで、市場価格のない株式等の減損処理については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理（減損処理）することとされている²。また、市場価格のない株式等の実質価格が「著しく低下したとき」とは、「少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合をいう」とされている（金融商品会計基準第 21 項及び金融商品実務指針第 92 項）。
7. 一方、時価のある有価証券の減損処理については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）することとされている。また、時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当するとされている（金融商品会計基準第 20 項及び金融商品実務指針第 91 項）。
8. この点、本資料第 2 項に記載のとおり、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価（評価差額は OCI）するオプションを設けた場合、現行の金融商品会計基準等の開発時においては、市場価格のない株式を時価評価（評価差額は OCI）した場合の減損処理は想定されていなかったため、現行の市場価格のない株式の減損処理に関する定めをそのまま適用することは必ずしも適切ではないと考えられる。ここで、時価をもって評価するとした組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理としては、次のアプローチが考えられる。

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

² 市場価格のない株式の実質価格について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められている。

- (1) 市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（本資料第 6 項）を適用する。
- (2) 時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本資料第 7 項）を適用する。
9. 前項(1)の市場価格のない株式について実質価格が著しく低下したときに減損処理を行うとする考え方は、減損処理の対象となる有価証券が取得原価で評価されている状況における時価の下落等に対する対応方法としては妥当なものであると考えられる（金融商品会計基準第 83 項）ものの、組合等の構成資産である市場価格のない株式は通常組合契約の定める期間内で売却されることが想定されることから、時価³を用いて減損処理を行うとする前項(2)のアプローチの方が望ましいと考えられる。
10. また、本資料第 8 項(2)のアプローチを採用した場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式が株式公開により市場価格のない株式以外の株式となった場合にも、同一の定めに基づいて減損処理を行うこととなるため、連続性のある会計処理となると考えられる。
11. 以上のとおり、組合等の構成資産である市場価格のない株式は通常組合契約の定める期間内で売却されることが想定されること及び他の現行基準との整合性を考慮し、時価評価（評価差額は OCI）するオプションを適用した組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理に関して、「時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本資料第 7 項）を適用する」アプローチを採用することが考えられる。
12. 仮に前項のアプローチを進めるとした場合、時価評価（評価差額は OCI）するオプションを適用した組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理の取扱いとして、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 91 項）の適用範囲に含まれること、及び市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 92 項）の適用範囲に含まれないことを金融商品実務指針において定めることが考えられる。具体的な文案イメージは、本資料第 18 項を参照いただきたい。

（実務負担を軽減する観点から時価評価差額を純損益（PL）とするオプションを設けることを求める意見への対応）

13. 第 523 回企業会計基準委員会等では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の

³ 企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」第 5 項では、「『時価』とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。」と定めている。

構成資産である市場価格のない株式について時価評価（評価差額は OCI）するオプションを適用した場合の減損処理に関して、次の意見が聞かれた。

(1) 外国籍ファンドが保有する市場価格のない株式の減損判定について実務における対応可能性に懸念があるため、実務負担を軽減する観点から評価差額を PL とするオプションを設けることを検討することがよいと考える。

14. 前項の意見は、IFRS 会計基準や米国会計基準を採用する外国籍ファンドでは、市場価格のない株式が時価評価され、評価差額が PL として会計処理されていることから、市場価格のない株式の取得原価に関する情報の入手及び減損判定が必要となることに対する実務における対応可能性を懸念する意見であると考えられる。
15. この点、現行実務において外国籍ファンドの構成資産である市場価格のない株式についても、金融商品会計基準等に従い、取得価額で評価し、また発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに減損処理が行われていると考えられる（金融商品実務指針第 132 項）。このため、IFRS 会計基準や米国会計基準を採用する外国籍ファンドへの出資に関して、仮に時価評価（評価差額は OCI）するオプションを適用した組合等の構成資産である市場価格のない株式について金融商品実務指針第 91 項に従って減損処理を行うことを求めたとしても、現行実務を踏まえると対応可能であると考えられる。
16. 上述の検討を踏まえ、実務における対応可能性の観点から、評価差額を PL とするオプションを設けるとする追加的な対応は不要と考えられる。

IV. ASBJ 事務局からの提案

17. 以上の分析を踏まえると、時価評価（評価差額は OCI）するオプションを適用した組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理に関して、「時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 91 項）を適用する」アプローチを採用することが考えられるかどうか。
18. また、前項の事務局提案を反映した具体的な文案イメージは次のとおりであり、金融商品実務指針への追加箇所を黄色ハイライトで示している。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

本資料第5項から第18項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上